

## 戸田市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにするとともに地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりや経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、幅広い分野への効果が期待されるものである。

また、スポーツ基本法において、スポーツは、「世界共通の人類の文化」として位置付けられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とのスポーツに関わる権利を保障する考えが示されている。

本市においては、地域資源であるボートコースを活用し、ローイングをはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るためのスポーツの充実、障害のある人や高齢者がスポーツに積極的に参加できる機会の提供などにより、全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現に努める必要がある。

さらに、本市に関わるスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高めるなど、スポーツを通じた世代間及び地域間の交流の基盤を形成することで、生涯にわたりスポーツに親しむ機会、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境の整備を進めることが重要である。

スポーツの持つ力を最大限活用し、全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの推進に関する施策を実施するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ 日常生活における軽い運動や楽しみながら体を動かすこと、

運動競技(オリンピック・パラリンピック競技を含む。)その他の身体活動(レクリエーションとして行われる身体活動を含む。)をいう。

(2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 市民等 市民並びに次条に規定する基本理念に基づくスポーツの推進に賛同し、及び協力する個人をいう。

(4) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいう。

(5) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。

(2) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、スポーツに関する能力の水準の向上が図られること。

(3) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、全ての市民がスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康及び体力の保持増進につなげていけるよう、スポーツ関連団体、町会・自治会等と連携するものとする。

3 市は、スポーツ関連団体が主体的にスポーツ推進事業を行えるよう、環境整備や助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、スポーツを行う主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を活かし、地域のスポーツ振興及び発展に努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及びスポーツに関する能力の水準の向上のための活動等、スポーツに関

係する主体的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツを行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（生涯スポーツの推進）

第8条 市は、全ての市民が生涯スポーツに親しみ、健康な心と体をつくり、明るく豊かな生活を送り、友情と交流の輪を広げることができるよう、機会の提供、環境の整備、生涯スポーツの推進を図るために必要な市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（子どもの体力向上及びスポーツの充実）

第9条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（障害のある人のスポーツの推進）

第10条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、障害のある人が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障害のある人のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者のスポーツの推進）

第11条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、高齢者が積極的にスポーツに参加することができるよう、スポーツへの参加の機会の提供、高齢者のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

（指導者の養成）

第12条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実、スポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツ関連団体と連携し、指導者の養成及びその資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツ施設の整備及び活用）

第13条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、

市が設置するスポーツ施設の強化(バリアフリー化を含む。)その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、地域資源であるボートコース等を活用するものとする。

3 市は、その設置する学校の教育に支障のない範囲で、当該学校のスポーツ施設を市民及びスポーツ関連団体によるスポーツの利用に供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の検証及び評価)

第15条 市は、市が実施するスポーツの推進に関する施策の効果検証及び評価を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。